

中学校・義務教育学校部活動について(お知らせ)

保護者のみなさまには、平素より神戸市の教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化・科学を通して生徒の個性や能力を伸ばし、社会性や人間性を育むなど長年その意義が認められてきました。

しかし、生徒は、連日または長時間にわたる活動により、十分に休養がとれないことや、顧問教員は約半数が未経験の部活動を担当し、長時間勤務による多忙感が募るなど改善すべき課題が、全国で見られるようになりました。

そこで、スポーツ庁は、部活動において、抜本的な改革に取り組む必要があるとし、3月に「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

それを受けて、このたび「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を策定し、下記の通り、生徒にとっても、教員にとってもより魅力ある持続可能な部活動(運動部・文化部)にするための指針を示しました。各校においては本市のガイドラインに則り、5月より新たな部活動の運営を順次実施いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。

記

部活動は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指すものであり、日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの取組に目を向けた、ていねいな指導が大切である。

【主な内容】

- 成長期の生徒にとって心身のバランスのとれた活動とするため、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日に少なくとも1日は休養日とする。部活動以外の多様な活動にふれる定期的な時間の確保を図るため、平日の休養日は、原則水曜日に設ける。週休日等(土・日及び祝日)は、休養の日としなければならない。なお、活動を行う場合でも、少なくとも1日以上は休養日とし、事前に保護者の同意を得て、校長が許可する。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間、休業日(週休日等及び長期休業日)では長くとも3時間とする。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。
- 始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭の負担がかかることや、顧問教員の多忙化を招くことから、原則行わないものとする。但し、学校の活動施設や活動時間に課題があるなど特段の事情があり、顧問教員から申し出があった場合は、事前に保護者の同意を得て、校長が期間を定めて許可する。
- 配置された部活動指導員(外部人材)を活用し、顧問教員と十分に連携を図り、安全で充実した部活動になると共に、顧問教員の負担軽減が図られるようにする。
- 指導にかかわる全ての指導者が体罰・暴言・ハラスメントが許されないことを認識し、機会をとらえて研修するなど、組織的に取り組む。

「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」は神戸市教育委員会スポーツ体育課のホームページに掲載しています。各学校の部活動方針は各学校のホームページに掲載する予定です。
スポーツ体育課のホームページ [神戸市トップページ](#)→[観光・文化・イベント](#)→[スポーツ](#)→[新着情報](#)